

小曾根小学校 PTA 会則

第1章 名称

第1条 本会は豊中市立小曾根小学校PTAと称する。

第2章 目的

第2条 本会の目的は次の通りとする。

1. 学校・家庭及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 児童の幸福のため保護者と教職員とが協力する。
3. 児童の教育的環境をよくする。
4. よい保護者、よい教職員となるように努める。
5. 民主的教育に対する理解を深め発展させる。
6. 教育財政を確立することに協力する。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 本会は自主独立のものであって、政治・宗教及び営利に関係せず、また他のいかなる団体の支配・干渉も受けない。
2. 児童の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
3. 教育行政に干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員になることができる者は次の通りである。

1. 正会員
 - イ 学校に在籍する児童の保護者。
 - ロ 学校に勤務する教職員。
2. 特別会員
 - イ 学区内に居住し本会に賛同するもの。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経費

第6条 本会の経費は会費・事業収入及び寄付金その他によって支弁する。

第7条 会費は、次の通りとする。

1. 会費は、1世帯ごとに、在籍児童1人につき月額300円とし、年1回徴収とする。
2. PTA会費の支払い基準日は15日とし、年度途中での転入、転出については以下とする。
 - イ. 15日までに転入した場合は転入した月を含む年度末までの会費を徴収とする。
 - 16日以降に転入した場合は転入の翌月から年度末までの会費を徴収とする。
 - ロ. 15日までに転出した場合は転出した月を含む年度末までの会費を返金とする。
 - 16日以降に転出した場合は転出の翌月から年度末までの会費を返金とする。

第8条 本会の経費は予算総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査をへて総会に報告されなければならない。

第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第6章 役員とその選挙

第10条 本会の役員は、原則次の通りとする。

1. 会長 1名 保護者。
2. 副会長 若干名 保護者。

3. 書記 若干名 保護者。
4. 会計 若干名 保護者。

第11条 役員の任期は1年間とする。但し、1回に限り再選又は引き続き他の役員に選ばれても差し支えない。

第12条 役員の選出は次の方法によって行う。

1. 役員の候補者を募り現役員は役員選出会を設け候補者を招集し、候補者同士での話し合いを基本に選出を行う。
2. 役員の候補者を定めるため毎年12月末日までに選挙管理委員会を設ける。
3. 選挙管理委員会は、運営委員会の承認を得て構成することができる。
 - イ 保護者代表はサポーター代表とする。
 - ロ 教職員より2名。
 - ハ 副会長と他役員。
 - ・ 選挙管理委員（旧指名委員を含む）は再選されないものとする。
4. 選挙管理委員会は全会員に推薦を依頼し、役員候補者若干名を選出する。
選挙管理委員会は、候補者の同意を得て各役職を決定する。
年度末総会の5日前までに候補者の氏名を会員に通知する。
5. 役員は年度末総会で承認を得、決定し、4月から就任する。

第13条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長：会長は本会を代表し総会・運営委員会を招集する。各委員会の報告を受ける。
2. 副会長：副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその代理をつとめる。
3. 書記：書記は総会・運営委員会・全体委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、これを保持すると共に通信事務を担当する。
4. 会計：会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計簿はいつでも閲覧に備える。
翌年度の予算総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

第7章 会計監査委員

第14条 本会の経理を監査するため会計監査委員を前期会計とする。

第15条 会計監査委員は毎年予算総会の同意を得て会長が選任する。会計監査委員のうち1名を委員長とする。

第16条 会計監査委員は9月の定例監査、3月の決算監査を行う。なお、必要に応じて随時監査を行うことができる。

第8章 総会

第17条 総会は本会最高の決議機関である。

第18条 総会は、会長の判断により招集、もしくは書面（電磁的記録含む）によるものとし、決議については、次のいずれかの方法に基づく。

- 1) 招集による決議：定足数5分の1以上とし、議事の決定は出席者全員の過半数による。
- 2) 書面（電磁的記録含む）で全会員数の過半数の同意をもって決議があったとみなす。尚、未回答や白票は同意とみなす。

第19条 総会はこれを定例総会と臨時総会の2つに分ける。

1. 定例総会

イ 予算総会

毎年、年度始めに前年度の決算報告、本年度運営方針・会務・予算案の審議を行う。（電磁的記録を含む）

ロ 年度末総会

毎年、年度の終わりに本年度の会務報告、及び翌年度新役員の選出を行う。（電磁的記録を含む）

2. 臨時総会

全体委員会が必要と認めた場合、又は正会員の5分の1以上の要求があった場合、これを招集、または、書面にて（電磁的記録を含む）を行う。

第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は役員及び校長・教頭・教職員代表をもって構成する。

第21条 運営委員会は会長が必要に応じ随時に召集し、定足数は委員の3分の1以上とする。

第22条 運営委員会はこの会則並びに総会の決議に基づいて本会の事業を運営する。

運営委員会は総会に提出する議案を作成する。

運営委員会は役員会及び各サポーターの事業・実施計画を提案し、調整する。

その他重要事項を審議・承認する。

第10章 生活指導委員会

第23条 生活指導委員は各ブロック・班で選出され、会長がこれを委嘱し、生活指導委員会に所属する。

第24条 生活指導委員の生活指導委員長は1名、ブロック長は浜・小曾根ブロックごとに各1名（計2名）選出される。

第11章 各サポーター

第25条 本会の活動を円滑に行うために、次のサポーターを設ける。

1. ランパラサポーター：地域諸団体とともにランランパラダイスのゲームコーナーを企画し協力する。
2. スマイルサポーター：児童と保護者が参加するスマイルスクールの活動に協力する。
3. PTA新聞サポーター：PTA新聞の発行等、会員並びに地域に対する広報活動を企画し協力する。
4. 運動会サポーター：運動会の受付等、運動会の運営に協力する。
5. 学級親睦サポーター：学年親睦会等を企画し、保護者・児童・教職員の親睦に協力する。
6. 特別サポーター：上記の1.～5.以外に活動が必要な場合は、役員が募集をし特別サポーターを設ける。

第12章 その他

第26条 学校長はあらゆる会合に出席して意見を述べることができる。

第27条 この会則は総会において出席者、もしくは書面（電磁的記録含）総会にて全会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。但し、未回答や白票は同意とみなす。また、改定案は総会の5日前までに全会員に通知しておかなければならない。

第28条 この会則について疑義を生じたときは運営委員会の解釈に従う。又この会則に不備を補うために必要に応じて運営委員会は諸規定を制定することができる。諸規定制定及び改定は運営委員会の3分の2以上の同意を必要とし、総会の承認を得るものとする。

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則（方法）」に定め適正に運用するものとする。

第30条 この会則は1959年9月20日より実施する。

1970年2月	一部改定	1990年3月3日	一部改定	2000年5月21日	一部改定
1973年11月6日	一部改定	1991年3月7日	一部改定	2004年3月5日	一部改定
1978年3月6日	一部改定	1992年3月6日	一部改定	2004年12月18日	一部改定
1979年3月10日	一部改定	1993年5月16日	一部改定	2005年4月19日	一部改定
1981年3月7日	一部改定	1994年5月15日	一部改定	2006年3月3日	一部改定
1984年3月3日	一部改定	1997年5月18日	一部改定	2008年3月7日	一部改定
1985年5月26日	一部改定	1999年3月6日	一部改定	2013年5月19日	一部改定
1986年3月1日	一部改定	1999年5月16日	一部改定	2014年2月28日	一部改定
2015年3月1日	一部改定	但し、第29条ハについては2016年度4月1日より有効とする。			
2016年3月1日	一部改定	但し、第29条ハについて補足			
2016年5月15日	一部改定	(第10条5、第29条3.ロ、ホ、5.) 2016年度11月より施行			
2018年2月23日	一部改定	(第34条追加、第34条追加により第35条追加) 2018年4月1日より施行			
2022年3月1日	一部改定	(第7条、年号を西暦表記に統一等の整備) 2022年4月1日より施行			

2023年6月2日 一部改定（第18条、第19条、第29条、第32条） 2023年7月1日より施行
2024年6月28日 一部改定（第7条、第29条） 2024年7月1日より施行
2025年3月10日 一部改定（第2条、第4条、第10条、第12条、第28条、第29条） 2025年4月1日より施行
2026年3月10日 一部改定（第10条、第12条、第13条、第9章、第10章、第11章、第12章） 2026年4月1日より施行